

【同時発表】

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会
(事務局：国土交通省関東地方整備局)

平成29年11月9日
道路局・自動車局

過積載車両の『首都圏大規模同時合同取締』を実施しました
～違反車両48台に対し指導警告等を実施～

過積載は、深刻な事故の原因となるとともに、道路を劣化させる主な原因となり、こうした違法車両の取締を強化することは重要です。

このため、本日、国土交通省、警察、高速道路株式会社等が合同で、首都圏に流入・通過する過積載車両を一斉に取り締まる合同取締を実施しました。

全18箇所を実施し、計測車両117台のうち、違反車両48台に対し、指導警告等を実施しました。

○実施日 平成29年11月9日(木) 10:00～12:00

○場所 首都圏18箇所(詳細は別紙のとおり)

○取締結果 計測台数 117台
違反台数 48台
(道路法違反)
指導内容 指導警告 23台
措置命令 25台

【措置命令を行った違反の具体例】

車両総重量の制限値25tに対し、38t(13t超過)の車両に対し、道路管理者から違反者に対し措置命令書を発出し、通行の中止及び積載物の軽減措置を命令

※指導警告：違反の程度が軽微であり、措置を講ずる必要がないと認められる場合、指導警告を行うもの

※措置命令：積載物の軽減措置又は違反車両に高速道路外への排出措置を命ずるもの

【問い合わせ先】

(取締全般について)

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 課長補佐 関谷 正寿

TEL 03-5253-8111(内線 37436) FAX 03-5253-1617

国土交通省 道路局 高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 津田 剛彦

TEL 03-5253-8111(内線 38382) FAX 03-5253-1619

(道路運送車両法関係について)

国土交通省 自動車局 整備課 専門官 平川 清彦

TEL 03-5253-8111(内線 42426) FAX 03-5253-1639